平成２９年（フ）第５６号
静岡県磐田市国府台651番地１　Ｊ－17－1179号
債務者　小早川　進
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
静岡県磐田市今之浦１丁目９番地８　クラフトⅢ－303、前住所静岡県磐田市明ケ島原６番地１　Ｌｉｖｅｒｔｙｄｒｅａｍ２　103
債務者　牧野　直美
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
静岡県浜松市中区葵西２丁目21番１－106号葵団地Ｃ３
債務者　中野　麻紀
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９８６号
大阪府守口市佐太西町２丁目10番12－102号
債務者　安藤恵理奈（旧姓濵）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０６２号
大阪市都島区都島北通２丁目24番14号エルベ都島　401号
債務者　浦野雄一郎
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８６号
大阪市西成区山王３丁目13番18号モリ建　内
債務者　鈴木　　衛
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１８６号
大阪市平野区瓜破２丁目２番51号　エスパティオ202号
債務者　山口　佐織
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０６号
大阪市住之江区安立２丁目11番３号　平田マンション　303
債務者　川井　恭子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２９８号
大阪府東大阪市足代新町19番６号　シティーハイツ井上　805
債務者　本多千万人
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３６３号
大阪市浪速区浪速西３丁目８番３－507号
債務者　倉又　　和
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第１１号
三重県鈴鹿市一ノ宮町585番地の８
破産者　ドライジ　ダニエル　オマル　アリ（ＤＲＡＩＪ　ＤＡＮＩＥＬ　ＯＭＡＲ　ＡＬＩ）
1　主文　当裁判所が平成29年１月25日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「三重県鈴鹿市一ノ宮町585番地の５」とあるを「三重県鈴鹿市一ノ宮町585番地の８」と更正する。
2　決定年月日　平成29年４月12日
津地方裁判所

破産手続終結

平成２８年（フ）第１０号
群馬県富岡市富岡2143番地
破産者　株式会社アスク進共
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７９号
佐賀県伊万里市伊万里町甲38番地
破産者　有限会社のむら
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１４２号
埼玉県所沢市弥生町1755番地の93
破産者　サトウ商事株式会社
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８８号
静岡県浜松市西区桜台１丁目６番１号
破産者　株式会社高橋製作所
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係